

# 令和2年度川西町若者向け住宅支援事業

令和2年4月15日(水)から受付開始

## 1 定義

- (1) 定住・・・本町住基台帳に記録され、町内に住宅を有し、当該住宅に5年以上居住すること。
- (2) 若者夫婦世帯・・・夫、妻のどちらかが満40歳未満(基準日:申請日)の夫婦世帯
- (3) ひとり親世帯・・・満40歳未満の父親又は母親のどちらか一人と子からなる世帯
- (4) 町外転入世帯・・・町外に1年以上居住し、町内に転入する世帯
- (5) 町内賃貸住宅居住世帯・・・町内の賃貸住宅に居住して1年以上の世帯

## 2 交付対象者・・・下記すべてに該当する者

- (1) 定住の意思をもって本町に住宅(新築・建売・中古)を取得する者
- (2) 町外転入世帯又は町内賃貸住宅居住世帯
- (3) 町内業者又は県内業者と契約し、住宅(新築・建売・中古)を取得する者
- (4) 市町村税に滞納がない者
- (5) 公共事業による移転補償を伴う住宅取得でない者
- (6) 町が交付する新築住宅の取得に関する他の補助金を受けていない者
- (7) 補助金交付決定後に契約を締結する者
- (8) 令和3年3月31日までに実績報告書により報告できる者

## 3 補助金の額

- (1) 町内業者と契約し新築住宅を取得する者・・・60万円
- (2) 県内業者と契約し新築住宅を取得する者・・・30万円
- (3) 中古住宅を取得する者・・・最大20万円

(中古住宅の取得額が補助金額を下回る場合は、取得額の千円未満の端数を切り捨てた額を補助)

## 4 補助金の額

